

# 令和7年12月2日の マイナ保険証完全移行に伴う 資格確認書一括発行について

MBK 連合健康保険組合 適用担当

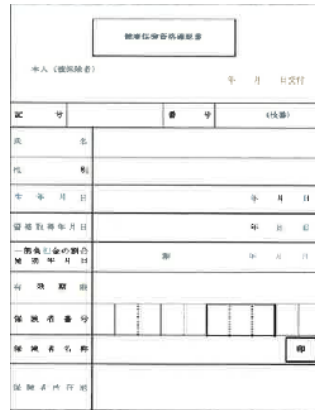
# マイナ保険証完全移行について

令和7年12月2日からのマイナ保険証への完全移行に伴い、

- ▶ 令和7年12月2日以降は、マイナ保険証で医療機関等に受診します。
- ▶ マイナ保険証を保有していない方は「資格確認書」で受診します。
- ▶ 令和6年12月1日までに発行した従来の健康保険証は、令和7年12月1日で経過措置が終了し、令和7年12月2日以降は使用できなくなります（※）。



マイナ保険証  
(カード型)



資格確認書  
(はがきサイズ)



従来の健康保険証  
(カード型)

(※) 令和7年6月27日付で厚労省が都道府県に向けて、高齢者に配慮し健康保険証の使用を来年3月末まで暫定的に認めることを通知しておりますが、この対応は国民健康保険を対象としており、当組合は対象外です。

# マイナ保険証完全移行後の 従来の健康保険証の取り扱いについて

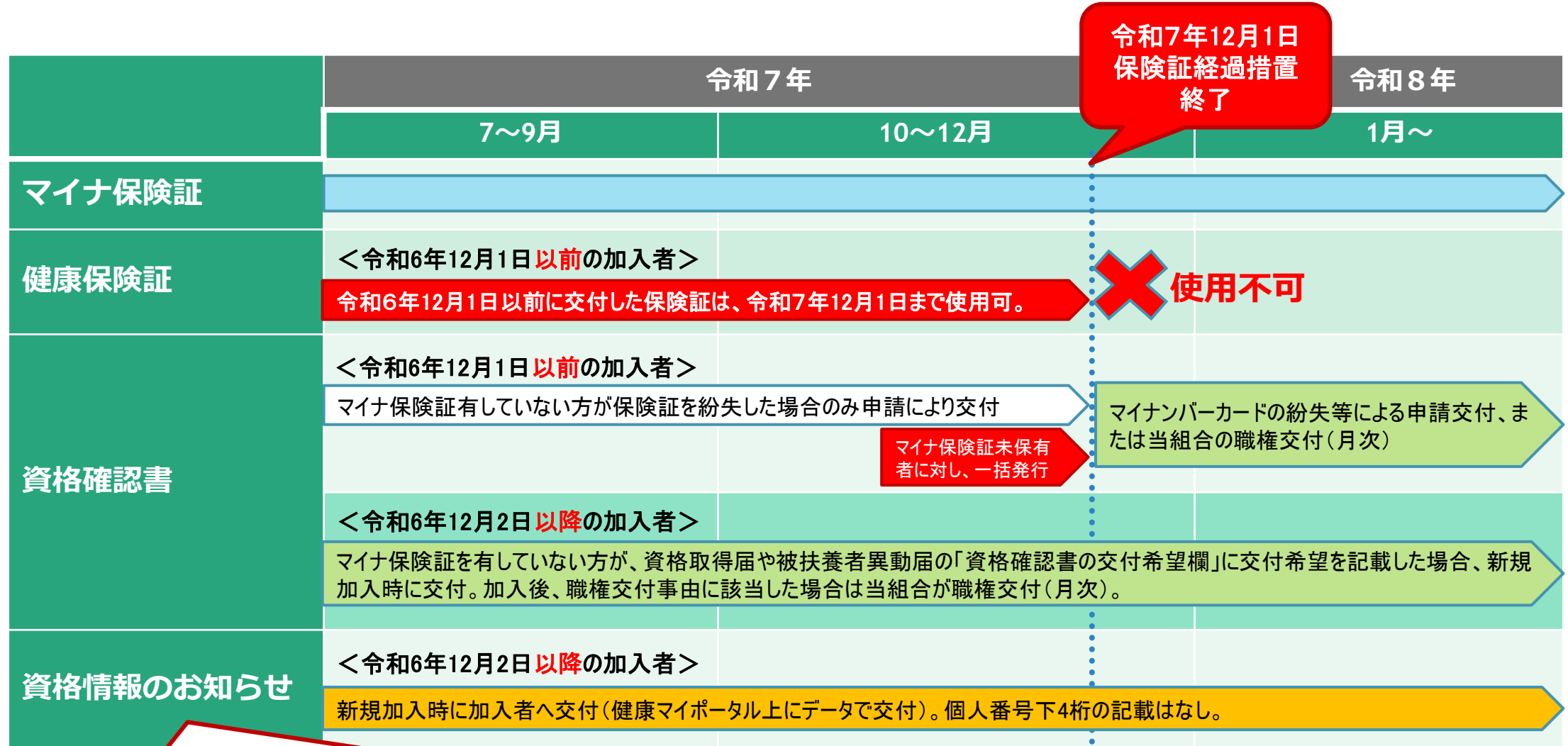
現在被保険者等がお持ちの従来の健康保険証は、**令和7年12月2日以降は使用できなくなるため、回収は不要**です。

但し、令和7年12月1日までに当組合に到着した届出（喪失届や氏名変更届等）については回収が必要となります。

なお、保険証の回収は、届出の到着日によるため、令和7年12月1日以前に資格喪失した届出が、12月2日以降に到着した場合は回収を求めません。

しかしながら、喪失届が遅くなると、喪失した被保険者等の次の健康保険の資格情報がマイナ保険証に反映されず、被保険者に医療費の返還を求める可能性もございますので、**資格喪失後5日以内の届出をお願い致します。**

# マイナ保険証完全移行のスケジュール



令和7年12月1日  
保険証経過措置  
終了

令和6年12月1日以前の加入者については、令和6年9月または12月に紙媒体にて送付済

# 資格確認書の一括発行について①

- ▶ 令和6年12月1日までの加入者で、従来の健康保険証を持っており、**マイナ保険証を持っていない方（※）**には、当組合で対象者を自動抽出し、従来の健康保険証の経過措置期間が終了する令和7年12月1日より前に「**資格確認書**」を**事業所経由で一括発行**致します。
- ▶ 対象者のデータ抽出は9月末、交付時期は11月上旬頃を予定。
- ▶ 資格確認書は、世帯単位で封入を想定。
- ▶ 委託業者から事業所様宛に発送されます。

(※) 「**マイナ保険証を持っていない方**」とは主に、  
・マイナンバーカード自体を持っていない方  
・マイナンバーカードは持っているが、健康保険証利用登録をしていない方  
のことであり、この方々が交付対象となります。

## 資格確認書の一括発行について②

令和7年7月末現在、**交付対象者数は9,100名**（加入者全体の29.29%）となっており、そのほとんどはマイナンバーカードを持っていない方、及びマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方です。

資格確認書の一括発行は、当組合の費用負担のみならず、対象者へ配布する事業所ご担当者様のご負担にもなります。

また資格確認書は、従来の健康保険証と同じ効力を持つため、喪失時等に事業主の回収義務が発生し、資格確認書保有者の管理や回収督促等、こちらもご担当者様にとって大きな負担となります。

よって、いかに資格確認書の交付対象者を減らせるがポイントとなります。

# 資格確認書の一括発行前のお願い①

交付対象者を減らすため、事業所様におかれましては、資格確認書の一括発行前に被保険者等へ下記ご周知をお願い致します。

①令和7年12月2日以降、従来の健康保険証は使用できなくなる事。（マイナ保険証で受診することが原則であること。）

②マイナンバーカードを作成していない方は、速やかに作成の手続きを行い、手元に届き次第健康保険証の利用登録を行うこと。

③マイナンバーカードを保有しており、健康保険証の利用登録がお済みでない方は、9月末までに登録を済ませること。

④マイナンバーカードの電子証明書有効期限の更新案内が来ている方は、早めに更新すること。

特に②③は、積極的に周知・促進をお願い致します。

新入社員等、新たに資格を取得される方（被扶養者も含む）につきましても、取得前にマイナ保険証を作成するようご周知をお願い致します。

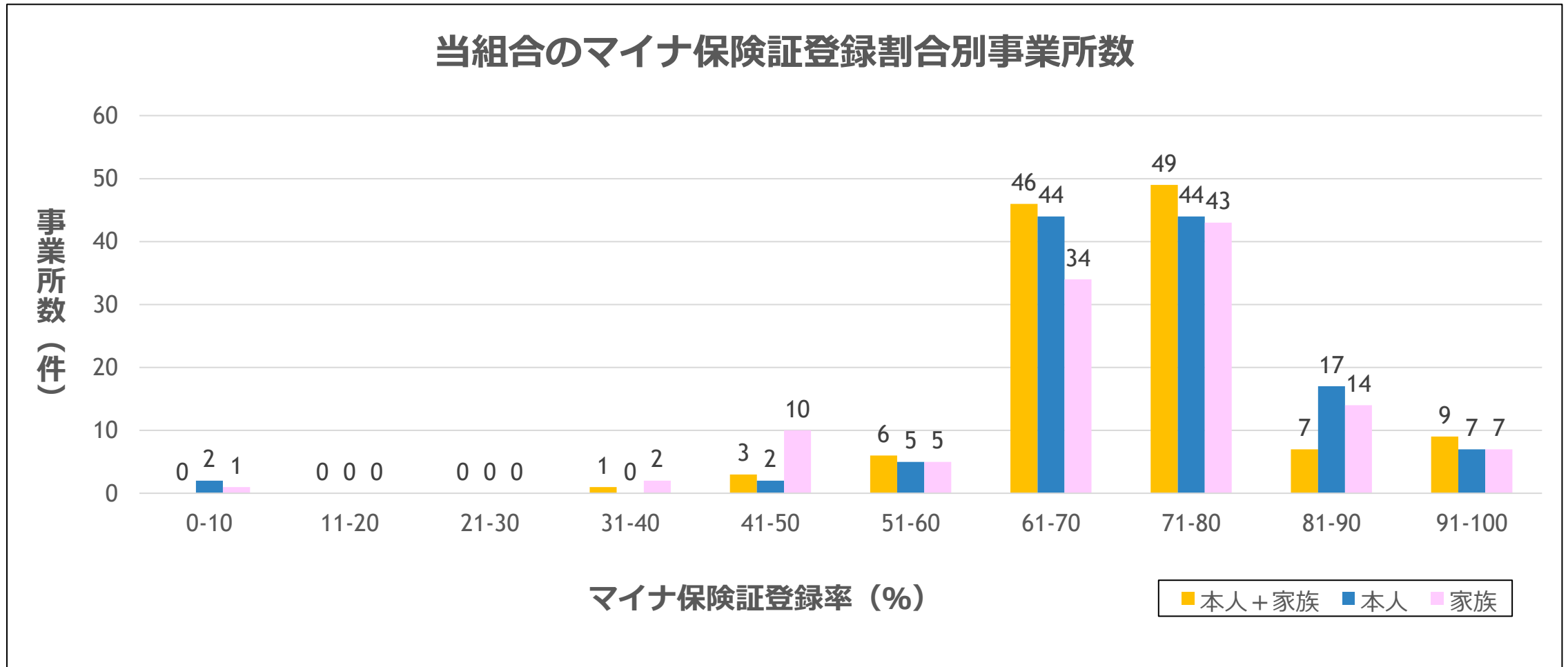
# 資格確認書交付対象者の件数等（令和7年7月末現在）

- ▶ 全国のマイナンバーカードの保有率：78.7%（令和7年6月末現在）  
※分母は令和6年1月1日時点の住基人口（124,885,175人）に対する割合（国外利用分除く）
- ▶ 当組合のマイナ保険証登録者数：21,967名（70.71%）  
// 未登録者数：9,100名（29.29%）

## <未登録者数の内訳>

- ・ マイナンバーカード未作成 or 保険証利用未登録者 8,669名（95.26%）
- ・ マイナ保険証利用登録解除者 5名（0.05%）
- ・ 電子証明書の有効期限が切れて3ヶ月経過者 358名（3.94%）
- ・ マイナンバーカード返納者 68名（0.75%）

# 資格確認書交付対象者の件数等（R7.7月末現在）



# マイナ保険証のメリット

## ①より良い医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、**重複検査の抑制が可能**となり、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療が受けられます。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、**重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少**します。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- **旅行等の緊急時や災害時に受診する際も、診療情報や薬の情報等が連携**されます。

## ②各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、**医療費控除の確定申告が簡単**にできます。

- 医療費が高額な場合に申請する「**限度額適用認定証**」や、70歳以上の方が持参する「**高齢受給者証**」が**不要**となります。

- 就職や転職後の**資格確認書の切り替え・更新が不要**となります。

※新しい保険者による登録手続きは必要です。

# (参考) マイナンバーカードの健康保険証利用登録の方法

どの方法も3分程度で登録できます。

- A) 医療機関・薬局の受付（顔認証付きカードリーダー）で行う
- B) セブンイレブンのセブン銀行ATMで行う
- C) スマホでマイナポータル（WEBサイト）から行う



# (参考) マイナンバーカードの 健康保険証利用登録の方法 <その①>

医療機関にかかった  
当日その場で  
簡単に登録できる！

## A) 医療機関・薬局の受付（顔認証付きカードリーダー）で行う



# (参考) マイナンバーカードの 健康保険証利用登録の方法 <その②>

## B) セブンイレブンのセブン銀行ATMで行う

**利用時間は24時間！  
手数料0円！**

- ・午前3～6時頃に行った取引は、午前6時以降に順次申込みが完了となる予定です。
- ・システムメンテナンスなどにより、利用できない場合があります。
- ・年末年始・ゴールデンウィーク等は、上記と異なる場合があります。

### ①ATM画面の「各種手続き」 ボタンを押す。

※ATMの機種によっては「マイナンバーカードでのお手続き」の場合があります。



### ②「マイナンバーカードの健康 保険証利用の申込み」ボタンを 押す。



### ③画面の案内に 従って操作する。

# (参考) マイナンバーカードの 健康保険証利用登録の方法 <その③>

## C) スマホでマイナポータル (WEBサイト) から行う

- 事前に用意するもの：マイナンバーカード、マイナポータルアプリ (ダウンロードする)、4桁のパスワード (マイナポータルログイン後に使用)



スマホでの登録方法はYouTubeでも確認できます。( [https://www.youtube.com/watch?V-sluYeT\\_24jM](https://www.youtube.com/watch?V-sluYeT_24jM) )

# マイナ保険証の安全性について①

マイナ保険証（マイナンバーカード）を持つことに不安をお持ちの方が多いかと思いますが、**マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っておりません**。また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知らただけでは悪用されることはありません。

医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、受けている治療内容やお薬の履歴のみ（ご本人同意の場合）となります。

<デジタル庁HPより抜粋>

## ●マイナンバーカードの安全性のしくみ

- ①マイナンバーカードを落としても、悪用を防ぐ仕組みがあります。
- ②マイナンバーを見られただけでは税や年金等の個人情報盗まれません。
- ③不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れます。
- ④ICチップには必要最低限の情報のみ記録（カード面に記載されているもののみ）。
- ⑤情報分散管理のしくみを採用しています。芋づる式に情報が漏れることはありません。
- ⑥セキュリティ機能評価の国際標準である「ISO/IEC15408認証」を取得。

## マイナ保険証の安全性について②

医療機関等で受診した際に、医療機関等のPC端末で表示される加入者情報は、厚生労働省の旗振りの下、昨年全保険者でマイナンバーと加入者情報が誤りなく紐づけされている旨の全件確認が完了しております。

現在、国のシステムでも紐づけのチェック機能が強化されており、当組合においても細心の注意を払って取り扱っております。

マイナ保険証は、利便性が高く、より良い医療サービスを受けられる新しいシステムです。安心してマイナ保険証をご利用ください。

# 被保険者等が資格確認書を受け取った後、マイナ保険証を保有した際の資格確認書の取り扱いについて

マイナ保険証の利用率向上のため、被保険者等が資格確認書を受け取った後マイナ保険証を保有した場合、資格確認書の回収にご協力をお願い致します。月に1回、当組合より「回収対象者リスト」を送付致しますので、そちらをご参照の上回収をお願い致します。

回収した際は、「資格確認書回収連絡書」に回収枚数を記載の上、回収済みの資格確認書と併せてご返却ください。なお、「資格確認書回収連絡書」は当組合ホームページ内「事務担当者コーナー」の「申請書類一覧」にアップしておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

ご清聴ありがとうございました。  
皆様のご理解とご協力をお願い致します。